

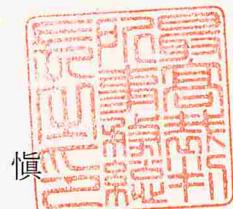
最高裁秘書第 515 号

令和 2 年 2 月 28 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記 1 の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記 2 の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

報道機関からの照会に対応するために作成した、事実関係の問合せへの応答に
係る文書（直近に作成したもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年 7 月 16 日付け（同月 18 日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第 76 号

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）